

田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年10月10日（火）午前8時59分から午前9時14分
- 2 開催場所 田舎館村文化会館3階「リハーサル室」
- 3 出席委員

農業委員（10名）

会 長	10番	福士	眞規
委 員	1番	葛原	慶仁
	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員（6名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員（0名）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第29号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第30号 農用地利用集積計画の決定について

報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

事務局主査 福士 貴子

7 会議の概要

事務局 ただいまより、10月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。8番の田澤隆委員と9番の白戸陽平委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第29号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第 29 号について説明いたします。

今月の農地法第 3 条の許可件数は、所有権移転が 2 件、賃貸借権設定が 2 件です。

3 ページの所有権移転の整理番号 30 番については、前田屋敷地区の北側にある墓地に隣接する農地です。

譲渡人からのあっせん申出により、委員がマッチングを行ったところ、隣接地を耕作する譲受人が取得を希望したものです。

次に整理番号 31 番については、豊蒔公民館の北西約 700 m に位置する農地です。

以前から所有者は手放したい意向であり、あっせんの申出があったところでは。

当該農地では、以前から譲受人がリンゴを作付けしていましたが、下限面積要件により取得に至らなかったもので、今回、法改正による下限面積要件の撤廃に伴い、取得することとなったものです。

次に、4 ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号 16 番と 17 番については、役場の南南西約 700 m に位置する農地です。

近隣を耕作している賃借人からの申出により貸借することとなったものです。

以上の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第 29 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第 29 号は原案のとおり決定することとします。

次の議案第 30 号につきましては、推進委員の工藤秀範委員が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで、退席をお願いします。

(工藤秀範推進委員 退席 9 : 06)

それでは議案第 30 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局　　今月の案件は、所有権移転が1件、賃貸借権設定が5件です。
6ページの所有権移転の整理番号37番については、大根子公民館の南約500mに位置する農地です。
譲受人の経営規模拡大により、売買するものです。
次に、7ページの整理番号76番から8ページの整理番号80番までは、農地中間管理事業の一括方式による賃貸借権設定です。
今回の件数は5件で、合計面積は20,195㎡です。
以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。

会　長　　議案の審議に入ります。
議案第30号に対して、意見、質問等ありませんか。

委　員　　（ありませんの声）

会　長　　無いようですので、議案第30号は原案のとおり決定することとします。

（工藤秀範推進委員　着席9：09）

次に報告第16号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について」を議題といたします。

農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり届出を受理したので、報告するものであります。事務局より説明願います。

事務局　　報告第16号について、説明いたします。
農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、1件受理しております。内容につきましては、市街化区域内の農地について、個人の自家用駐車場とするため、転用、所有権移転するものです。
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上です。

会　長　　ただいまの報告第16号について、質問等ありませんか。

推進委員（工藤 秀範）

ここの農地を農地ナビで調べても出てこなかったのですが、場所はどこになりますか。

2 番委員（菊地 卓朗）

●●の方から●●に向った通りに入って、●●にあるところだと思う。

会 長 事務局、農地ナビに出てこなかった要因は分かりますか。

事務局（福士）

こちらにつきましては届出の案件であるため、書類の受理に伴って台帳システムの情報についても更新処理をしております。このため、委員の皆さまに議案書をお届けしたときには、既に農地ナビにも更新した内容が反映されているため、農地としては出てこなかったものと思われます。

会 長 その他に意見、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 無いようですので、報告第16号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。